

# 公 告

令和7年12月 9日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業の決定について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、この都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、この都市計画の案については、広島市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、広島市に意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一實

## 1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）第一種市街地再開発事業  
広島八丁堀3番7番地区第一種市街地再開発事業

## 2 都市計画を決定する土地の区域

広島市中区八丁堀

## 3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市 都市整備局 都市計画課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
中区役所 建設部 建築課

## 4 縦覧期間

令和7年12月9日（火）から令和7年12月23日（火）まで